

## 第46回 北見市都市計画審議会議事録

開催日時：令和元年6月17日（月）午後2時

開催場所：北見市役所 桜町仮庁舎 入札室

議 題：

- ・会長及び副会長の選出について

### 【報告事項】

- ・北見市都市計画マスタープランの中間報告について
- ・北見市緑の基本計画の中間報告について

出席委員氏名：

三上 修一	会 長	菊池 豪一	委 員	斎藤 昭利	委 員	鎌口 幹雄	委 員
白川美津子	委 員	吉田 聰	委 員	牧野 俊樹	委 員	岩崎ヒロ子	委 員
三浦 孝一	委 員	吉次 頼子	委 員				

欠席委員氏名：

小原 光一	副会長	鏑水 欽三	委 員	大倉 美鶴	委 員	古田亜由美	委 員
-------	-----	-------	-----	-------	-----	-------	-----

事務局	<p>[開始]</p> <p>お疲れ様です。若干定刻より早いですけれども、皆さん揃いましたので、これより第46回北見市都市計画審議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>現在、出席頂いております委員は10名でございます。</p> <p>北見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定を充足しておりますので、本日の審議会が成立していますことをご報告いたします。</p> <p>なお、鏑水委員、小原委員、大倉委員、古田委員につきましては都合が悪く欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>それでは、まず始めに委嘱状の交付を行いたいと思います。</p> <p>本来であれば、市長が委嘱状の交付を行うところではございますが、本日は公務のため、代わりに副市長より交付させていただきます。</p> <p>副市長が皆様の席を順に回りますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたらご起立の上委嘱状をお受け取り頂きますようお願いいたします。それでは副市長、よろしくお願いいたします。</p> <p>〈 委 嘱 状 交 付 〉</p> <p>菊池 豪一（きくち ごういち）様  斎藤 昭利（さいとう あきとし）様  三上 修一（みかみ しゅういち）様  鎌口 幹雄（かまぐち みきお）様  白川 美津子（しらかわ みつこ）様  吉田 聰（よしだ さとし）様  牧野 俊樹（まきの としき）様  岩崎 ヒロ子（いわさき ひろこ）様  三浦 孝一（みうら こういち）様  吉次 頼子（よしつぐ よりこ）様</p>
事務局	<p>ありがとうございました。なお、本日委嘱しました委員の皆様の任期につきましては、北見市都市計画審議会条例第4条に基づき、本日令和元年6月17日から令和3年6月16日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員をお願いしました皆様に、自己紹介をお願いいたします。本日お配りしました委員名簿の順に沿って菊池委員からお願いいたします。</p>
委員一同	<p>〈 自己紹介 記載省略 〉</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局を担当いたします職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局一同	<p>〈 自己紹介 記載省略 〉</p>
事務局	<p>続きまして、委員の皆様には、お手元に会議次第、委員名簿をお配りしておりますので、ご確認ください。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず始めに、副市長よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本来であれば、市長が挨拶しまして、皆様に直接委嘱状を交付させて頂くところですが、本日、公務出張のため出席が叶いませんことをお許し頂きたいと思っております。</p> <p>皆様には、都市計画審議会委員の就任を快くお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。</p> <p>また、日頃より北見市の都市計画、さらには、まちづくり全般につきまして、多大なるご理解とご協力を頂いておりますことに対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日もご報告させていただきます。北見市都市計画マスタープラン及び、緑の基本計画につきましては、将来のまちづくり、緑づくりを進めていく上での方向性を示したものであり、前計画は平成22年に策定したところであります。</p> <p>策定から約10年が経過し、人口減少、少子高齢化の進行、大規模災害への対応、公共施設やインフラ施設の老朽化など、本市をとりまく状況は変化しております。</p> <p>このような社会経済情勢の変化に対応するため、両計画を見直す必要が生じてきたことから、現在改訂作業を進めているところであり、その中間報告をさせて頂くものであります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議題に入ります。会長が決まるまでの間、副市長が議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。</p>

副市長	<p>それでは、会長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきます。 議題1番目、会長及び副会長の選任につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>北見市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、審議会に会長、副会長を1名おき、委員の互選により定める事となっております。 以上でございます。</p>
副市長	<p>それでは、会長、副会長の選出について、ご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〈事務局に一任の声〉</p>
副市長	<p>ただいま事務局に一任という意見がございましたが、その他にご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p>
副市長	<p>なしという事ですので、事務局の案はありますか。</p>
事務局	<p>事務局案と致しましては、会長に三上委員、副会長を小原委員をお願いしたいと考えております。以上でございます。</p>
副市長	<p>ただいま、事務局より会長に三上委員、副会長に小原委員との案が出されました。</p> <p>承認される方は、拍手をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p style="text-align: center;">〈 全 員 拍 手 〉</p>
副市長	<p>ただいまの拍手を持ちまして、会長には三上委員、副会長には小原委員と決定されました。</p> <p>それでは、会長には席を移動して頂きまして、これからの議事を進めて頂きたいと思っております。</p> <p style="text-align: center;">〈三上会長は会長席へ移動〉</p>
副市長	<p>会長が席に着つかれましたので、ここで、三上会長よりご挨拶頂きたいと存じます。</p>

三上会長	<p>ただいま、会長として承認頂きました三上と申します。前回2年間も都市計画審議会の委員を勤めさせてもらいまして、引き続きご協力を頂きながら、北見市の都市計画が順調に進むような審議を進めて参りたいと思いますので、忌憚のない議論を頂き、皆様の協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、副市長につきましては誠に申し訳ございませんが、次の公務のため、ここで退席のお許しを頂きたいと思ひます。</p> <p style="text-align: center;">〈 副市長 退席 〉</p>
事務局	<p>それでは、この後の進行につきましては、北見市都市計画審議会条例第6条第3項に基づきまして三上会長にお願いいいたします。</p>
三上会長	<p>それでは、事前協議事項に入る前に、次第にはございませんが、新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、都市計画の概要や北見市の都市計画、また、都市計画変更の流れなどを確認したいと思ひます。再任された委員の皆様には、既にご存知の内容かと思ひますが、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、「北見市の都市計画について」事務局より説明をお願いいいたします。</p>
事務局	<p>それでは、北見市における都市計画等、当審議会について説明させていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>まず、都市計画とは何かということですが、都市計画法では、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されています。</p> <p>具体的には、土地利用に関する計画、道路や公園、下水道などの都市施設の整備に関する計画、区画整理事業に関する計画ということになります。</p> <p>こうした計画をたてることによって、生活環境が守られ、生活の利便性が向上しますので、広い意味では、都市計画とは「暮らしやすいまちにするためのしくみ」と言われています。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>都市計画を体系的に示したものがこちらになります。都市計画には、都市計画区域と準都市計画区域があります。</p>

事務局

都市計画区域には、北海道が定める、都市計画区域マスタープランと、北見市が定める市町村マスタープランいわゆる都市計画マスタープランがございます。

これに基づき、用途地域などの土地利用、道路などの都市施設などを計画いたします。

現行の北見市の都市計画マスタープランは、平成22年に策定しており、20年後である令和11年度を目標年次としております。現在、中間見直しをおこなっております。本日、中間報告をさせていただきます。

北見市は、北見自治区と留辺蘂自治区の2つの都市計画区域を定めています。

北見都市計画は、区域区分と地域地区を定めた、線引きの都市計画を定めております。

留辺蘂都市計画では、地域地区を定めています。

端野準都市計画区域では、特定用途制限地域を定めています。

4ページをご覧ください。

こちらは、北見市全体の区域図です。

都市計画の土地利用のルールや都市施設の計画は法律に基づいて決定しますので、都市計画法の適用を受ける「都市の区域」を明らかにする必要があります。

北見都市計画区域は西22号線から東10号線までの区域となっております。

留辺蘂都市計画区域は留辺蘂町の市街地と温根湯温泉の2つの区域があります。

また、都市計画区域の外では規制がほとんどなく、全国的にいろいろな問題がおきてしまったことから、平成22年に都市計画法が改正され、都市計画区域に準ずるような区域を指定し、土地利用の規制を行える「準都市計画区域」が創設されました。

北見市では平成23年3月に端野自治区の北見自治区と隣接する区域に準都市計画区域を設定しました。

5ページをご覧ください。

こちらの図は、北見都市計画図です。

都市計画では、色塗りされた用途地域や道路、公園などの都市施設を定めます。

6ページをご覧ください。

こちらの図は、留辺蘂都市計画図です。留辺蘂の市街地と温根湯に都市計画区域が設定されています。

7ページをご覧ください。

こちらの図は、端野準都市計画図です。こちらは、おおむね国道39号

事務局

の沿道に集積している施設や建物などに一定に規制をしています。

8ページをご覧ください。

こちらの図は、北見の都市計画を表した図です。都市計画では、無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築を制限しています。

具体的には都市計画区域を2つに区分して、市街化区域と市街化調整区域を決定しており、通称「線引き」といいます。

留辺蘂自治区は、市街化区域と市街化調整区域を定めていない都市計画区域であり、通称「非線引き」といいます。

9ページをご覧ください。

これは市街化区域と市街化調整区域の違いを表した表です。

市街化区域というのは、計画的に市街地にしていく区域と、既に市街地になっている区域でありまして、市街化調整区域は市街化を抑制する区域になります。

市街化区域は建物を建てたり商売をしたりするところであり、市街化を図るために道路・公園・下水道などの整備を行いますが、調整区域ではこれらの整備は行わず、農地や緑地の保全が優先されます。

10ページをご覧ください。

具体的な市街化区域の中身についてお話しします。

この図の黒い線は、都市計画道路を示しております。また、12種類の色の塗ってある区域が市街化区域です。

先ほど、市街化区域は建物を建てて、商売をするところと言いましたが、この区域であれば自由に建てていいわけではなく、土地の使い方や建物建て方にはいろんなルールがあります。

都市計画法では市街化区域の中の土地の使い道を13種類に分けて、どんな建物をどのくらいの大きさで建てられるかということの色分けして決める方法が用意されています。

この色分けによって、住宅地に突然、危険物を扱うような工場が建たないようにになっています。

用途地域は、住居系が8種類、商業系が2種類、工業系が3種類の合計13種類があります。

11ページをご覧ください。

住居系地域は第1種低層住居専用地域から田園住居地域まで8種類あり、このうち、北見自治区では6種類、留辺蘂自治区では4種類の用途定めています。

12ページをご覧ください。

商業系は近隣商業地域と商業地域の2種類ございます。北見自治区と留辺蘂自治区とも2種類の用途を定めています。

事務局

13ページをご覧ください。

工業系は3種類ございまして、工業地域や工業専用地域には学校や病院は建てられず、工業専用地域には住宅は建てられません。このうち、北見自治区では3種類、留辺蘂自治区では2種類の用途を定めています。

14ページをご覧ください。

これは北見自治区全体の用途地域を示した図です。

緑色や黄色系が住居系地域、赤色やピンク色系が商業系地域、青色系や紫色系の地域が工業系地域となっています。

北見自治区の北部や南部の地域が住居系地域となっており、特に美山町や緑ヶ丘、若葉などが第1種低層住居専用地域となっており、閑静な住宅街を形成しています。

工業系地域としては豊地の工業団地や、東相内の木工団地などが含まれています。また、豊地の工業団地は工業専用地域に指定されています。

このように、同じような建物が集まることによって、それぞれの環境を守り、効率的な活動を行うことができるようになっています。

15ページをご覧ください。

これは端野自治区の特定用途制限地域を示した図です。黄色系が住居地区、紫色が沿道・業務地区、青色系が流通・工業地区となっています。

16ページをご覧ください。

特定用途制限地域は、北見自治区の用途地域よりは規制がゆるいものとしております。用途の種類を分けて制限することで計画的な街を形成できるようになっております。

17ページをご覧ください。

都市計画法で定める都市施設について説明いたします。

ここでは、省略していますが、法律では①から⑩までの種類があります。

このうち、北見市では道路、都市高速鉄道、公園、緑地、墓園、下水道、河川の計画決定を行っており、これらの都市計画施設は、原則的に都市計画事業として行われます。

18ページをご覧ください。

先ほどと同じ図面ですが、この黒い線が都市計画道路です。

北見の都市計画道路は550m間隔で格子状に配置されています。こちらは、国道39号の市民会館前の5さ路のところを起点に、当時の単位で300m間隔で号線を設定したのがもとになっています。

道路には国道39号や道道北見環状線などのような、道路を管理する人がつける名称がありますが、それらの道路が計画決定されている場合は都市計画道路の名称がつけられています。

具体的には国道39号は旭川から網走までの区間の国道名ですが、北見市の西22号から東10号までの区間が都市計画道路として決定されて



事務局

おり、都市計画道路の名称は大雪大通となっています。

19ページをご覧ください。

都市計画道路には、名称につける番号があります。その番号は、区分・規模・一連番号で構成されており、区分では、自動車専用道路など6種類あります。例として北見自治区に3・3・7大雪大通や、3・3・2青葉通などがございますが、一番左側の3の部分は幹線街路を現しております。北見市で都市計画決定している道路の区分は、3番 幹線街路、7番 区画街路、8番 特殊街路のうち歩行者専用道路の3種類となっています。

20ページをご覧ください。

2番目の番号は道路の規模で、代表幅員を示しており、7つに区分されております。

3番目の番号につきましては、北見市都市計画道路全体の通し番号でございます。

21ページをご覧ください。

北見市内の都市計画道路の整備状況を国道、道道、市道と分類して、市全体の整備率としましては、82.4%となっております。

22ページをご覧ください。

こちらは、北見市の都市計画道路網図でございます。

黒い線は整備済みの路線でございます。事業中の区間を青い路線で示しております。現在事業中の路線としましては、北海道で施工しておりますとん田通と川東通、北見市で施工しております三輪通、西10号通、ホリカン通、青葉通の4路線があります。

また、赤い線は未整備路線となっております。

23ページをご覧ください。

整備例としまして、西8号線の大正通ですが、整備前が写真のように、踏切遮断により交通渋滞が発生してしまいました。この渋滞を解消するために、北海道が平成13年から事業の認可をとり、工事を始めまして、平成22年度に事業を完了しました。整備後は写真のように、踏切を立体交差に変更したことから、車の渋滞も無く、また、植樹帯を形成されることで、良好な住環境を形成しております。

24ページをご覧ください。

都市計画公園については、開放感のある空間として、市街地の中にゆとりを与え、良好な都市環境を提供しております。

また、災害時には一時避難場所となるほか、子どもの遊び場であったり、様々な活動や憩いの場としての役割があります。

公園の種類ですが、街区公園は北見市でも一番数が多く、町内会に身近な公園です。誘致距離は250mとなっており、子どもの遊び場などで利用されております。

事務局

近隣公園は三芳公園など誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置します。

地区公園は美山公園など誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置します。

総合公園は、野付牛公園など、運動公園は、東陵公園で運動施設が設置されている公園です。

墓園は緑ヶ丘霊園と北見ヶ丘霊園の 2 箇所があります。

緑地は、常呂川水系緑地など都市部に緑を確保するなど都市環境の維持・保全面や都市景観の向上、騒音や振動などの緩和や緊急時の避難路としての機能を持っております。

25 ページをご覧ください。

北見市の主な都市計画公園の代表例として街区公園、総合公園、緑地を示しています。

26 ページをご覧ください。

都市計画審議会の説明をさせていただきます。北見市都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置されている市の附属機関でございます。審議会の委員の皆様には、北見市の都市計画にかかる事項を、様々な観点で、ご審議して頂くこととしており、委員の総数は 15 人以内としております。内訳としては、市議会議員の方々が 3 人以内、学識経験の方々が、9 人以内、公募による市民の方々が 3 人以内としております。

27 ページをご覧ください。

都市計画決定が都市計画法によって、どのように位置づけられているかということ、市町村が都市計画を決定する場合は、都市計画審議会の議を経なくてはならないとなっております。

また、審議会の議事録につきましては、北見市都市計画課ホームページで委員名を入れた中で発言内容を公開いたします。

28 ページをご覧ください。

都市計画決定までの一連の流れと当審議会の開催を表した図がこちらになります。

まず、市が原案作成し、1 回目の審議会を開催します。審議会では了解を頂いた後、市民説明会を実施し必要に応じて 2 回目の審議会を開催します。この後、案の縦覧を実施し 3 回目の審議会では本審議を行い、答申を頂いた後、北海道知事との協議を経て都市計画の決定・告示という流れになります。

今回は報告ということで、この流れになるわけではありませんが、次回以降の審議事項については、こういった流れで進めてまいります。

29 ページをご覧ください。

都市計画を決定するには北海道で決定するものと北見市で決定するも

事務局	<p>のの2つがございます。</p> <p>北海道決定案件となるものの例としましては先ほどご説明いたしました、用途地域の変更や道道の変更等でございます。北海道決定の案件につきましては北見市都市計画審議会での審議に加え、北海道都市計画審議会での審議を行い北海道が決定いたします。</p> <p>以上で、北見市の都市計画と審議会についての説明を終わります。</p>
三上会長	<p>事務局より説明がありましたが、ただ今の説明に関して何か質問がございましたらお伺いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p>
三上会長	<p>特にご意見などが無いということですので、次に進めさせて頂きたいと思っております。</p> <p>次第の方に戻りまして、本日は報告事項といたしまして北見市都市計画マスタープランの見直しと、北見市緑の基本計画の見直しの2点でございます。</p> <p>まず始めに、事務局より北見市都市計画マスタープランの見直しの報告についてお願いします。</p>
事務局	<p>北見市都市計画マスタープランにつきまして資料に基づき、ご説明させて頂きます。</p> <p>始めに、1. 北見市都市計画マスタープランについて今後のスケジュールをご覧ください。策定手順といたしましては、フロー図のうち、楕円で網かけをしてあります「現状の把握」から「分野別構想・地域別構想」などに分けて進めております。このうち、「現状の把握」「前計画の検証・課題の整理」「見直しの視点・方向性」「理念・目標」につきまして策定委員会での議論を経て取りまとめを終えましたので、ご報告させて頂きます。</p> <p>別冊資料1の目次をご覧ください。</p> <p>今回は、「第1章 北見市の現状と課題」「第2章 理念・目標」につきましてご報告させて頂きます。</p> <p>「第1章 北見市の現状と課題」につきましては、最新の統計調査などに置き換えたもので整理しています。</p> <p>1ページの北見市の人口につきましては、平成12年の132,125人をピークに、令和22年には約9万人になると推計されています。</p> <p>2ページをお開き願います。</p> <p>自治区別の人口では、北見自治区は、平成12年をピークに減少に転じていますが、端野、常呂、留辺蘂自治区は、昭和20年から30年にかけて</p>

事務局	<p>ピークとなり、その後減少しています。</p> <p>3ページの「少子高齢化と人手不足」につきましては、年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は令和7年を境に増加が止まりますが、老年人口割合は全自治区で進むと推計されております。</p> <p>6ページをお開き願います。</p> <p>「人口密度」につきましては、1haあたり30人以上の人口密度が平成27年では、1752haありますが、令和22年には1252haとなり、約3割減少すると推計されています。</p> <p>18ページをお開き願います。</p> <p>「土地利用」につきましては、北見自治区では国道39号、夕陽ヶ丘通沿いに大型店舗が立地しており、北見駅前を中心市街地は商業系施設が立地しています。</p> <p>端野自治区では、国道39号沿い、常呂自治区では、国道238号などに商業系施設が立地しています。</p> <p>留辺蘂自治区では、国道39号、道道留辺蘂停車場線沿いに商業・工業系施設が立地している状況となっております。</p> <p>21ページをお開き願います。</p> <p>人口減少におけるコンパクトシティの推進につきましては、コンパクトシティの具体的な取り組みとして、従来の土地利用に加えて、居住機能や都市機能の誘導を行う区域を設定し区域内への誘導を行う、立地適正化計画が制度化されております。</p> <p>22ページをお開き願います。</p> <p>北海道型地域構造につきましては、「北海道総合開発計画」において、生産空間・地方部の市街地・圏域中心都市の3つの層で構成される考え方が示されております。</p> <p>23ページの前都市計画マスタープランの検証では、前都市計画マスタープランで掲げた施策の実施状況・市民アンケートから、検証結果をまとめております。</p> <p>土地利用のこれまでの取り組み状況としましては、北見自治区では線引き都市計画区域の継続、留辺蘂自治区では非線引き都市計画区域の継続、端野自治区では準都市計画区域、特定用途制限地域の指定を行いました。</p> <p>また、複合交通ゾーンの整備や中央図書館、道立病院の移転改築や、山の水族館のリニューアルなどを行いました。</p> <p>24ページをお開き願います。</p> <p>道路交通の取り組み状況としましては、十勝オホーツク道の開通や、夕陽ヶ丘通・川東通の整備などを進め、都市計画道路の見直しの方針を策定しました。</p> <p>公共交通においては、コミュニティバスの導入や、バス路線の見直しな</p>
-----	---

事務局

どを行っております。

都市環境のこれまでの取り組みにつきましては、緑の基本計画の策定や、ユニバーサルデザインに基づいた公園施設の整備、また北見市景観計画を策定し景観行政団体へ移行のほか、フォトコンテストなどの市民啓発活動をおこなっております。

25ページの都市防災のこれまでの取り組みにつきましては、常呂川に水防拠点の配置や、河川における災害対策、津波避難路の整備を行ったほか、国道39号の電線類地中化などを進めております。

市民協働のこれまでの取り組みにつきましては、市民植樹祭や町内会による公園の管理などを進めております。

26ページをお開き願います。

市民アンケートにつきましては、18歳以上の市民3000人に郵送し、926の回答を頂き、回収率は30.9%となっております。

設問につきましては、北見市のまちづくりの取り組みに対する重要度・満足度のほか、市街地の範囲や日常生活での移動手段、将来の希望するまちのあり方などについて回答を頂きました。

27ページの北見自治区で重要だと考えられているものは、災害に強いまちづくり、公共交通の充実などとなっており、満足度については、幹線道路の整備、自然環境の保全などが高く、中心市街地の活性化については6割ほど不満に感じている結果となっております。

28ページをお開き願います。

端野自治区で重要だと考えられているものは、災害に強いまちづくり、公共交通の充実などとなっており、満足度については、ゆとりある住宅市街地の形成、自然環境の保全などが高く、中心市街地の活性化については6割、公共交通については5割ほどの不満を感じている結果となっております。

29ページの常呂自治区で重要だと考えられているものは、災害に強いまちづくり、公共交通の充実などとなっており、満足度については、幹線道路の整備、自然環境の保全などが高く、中心市街地の活性化、地域特性を活かした市街地形成、公共交通については5割以上不満を感じている結果となっております。

30ページをお開き願います。

留辺蘂自治区で重要だと考えられているものは、公共交通の充実、災害に強いまちづくりなどとなっており、満足度については、幹線道路や高速道路の整備などが高く、中心市街地の活性化については5割程不満を感じている結果となっております。

31ページの前都市計画マスタープランの施策の実施状況と市民アンケート調査から、検証結果をまとめたものであります。

事務局

土地利用では、コンパクトな市街地形成を行い人口密度の維持を図っていく必要があることや、利便性の高い拠点維持が必要である。など5項目にまとめました。

32ページをお開き願います。

道路・交通では、今後も未整備区間の整備と促進を、高規格道路へのアクセス性向上を図っていく必要があることや、高次都市機能が集積した拠点へのアクセス性の向上を検討する必要がある。など5項目にまとめました。

33ページの都市環境では、継続して景観形成に向けた取り組みを行い、市民意識を高めていく必要がある。など2項目に、都市防災では、災害時の避難場所の確保や防災、減災に対する取り組みを進めていくことが必要であることなど2項目に、市民協働では、少子高齢化の社会においては地域コミュニティの維持などの取り組みを行っていく必要があるとまとめております。

34ページをお開き願います。

都市づくりの課題と方向性につきましては、前項の検証のまとめから、課題を導き出し、その課題から都市づくりの方向性を表のとおりまとめております。

人口減少化下におけるまちづくりの方向性については、人口減少が進むなか、将来に渡り住みやすい持続可能な都市であり続けるため、これまで以上に人口規模に見合った都市構造を目指すことなどとしております。

35ページの中核都市としてのまちづくりの方向性につきましては、商業、産業、交通など高次都市機能を適切に配置し、オホーツク圏の中核都市としての役割を果たす都市づくりを目指すこととしております。

産業・観光振興に寄与するまちづくりの方向性につきましては、豊富な農林水産物を活かし、一次から三次産業が連携した産業振興の都市づくりを目指すこととしております。

36ページをお開き願います。

豊かな自然環境を守るまちづくりの方向性につきましては、豊かな自然環境を保全し、美しい景観の都市づくりを目指すこととしており、災害に対応したまちづくりの方向性につきましては、頻発する自然災害への対策を行い、安全・安心して住み続けられる都市づくりと仕組みづくりを目指すこととしております。

37ページの第2章 理念・目標の将来都市像につきましては、第2期北見総合計画の「ひと・まち・自然きらめく オホーツク中核都市」未来を拓く活力創造都市北見を継承しております。

都市づくりの理念といたしましては、北見市総合計画で掲げる将来都市像や、前都市計画マスタープランの理念「環境を活かし・まもり・そだて

事務局	<p>る 多核連携による新たな都市の形成」更には、急速に変化する社会経済情勢に対応するため、新しい理念は「地域資源を活かした多核連携型による持続可能な都市の形成～安全・安心に暮らせる市民主体のまちづくり～」としたところであります。</p> <p>38ページをお開き願います。</p> <p>都市づくりの目標につきましては、都市づくりの課題と方向性、将来都市像および都市づくりの理念を踏まえ5つの目標を定めております。</p> <p>目標1、地域特性を活かしたコンパクトな都市づくりにつきましては、人口減少、少子高齢化の急速な進行、などが予測されるなか、利便性が高く、長く住み続けられる、コンパクトな都市づくりを進めます。</p> <p>目標2、オホーツク圏の中核都市として地域を支える都市づくりにつきましては、オホーツク圏の中核都市として、「商業」、「産業」、などあらゆる面で地域を支える都市づくりを進めます。</p> <p>目標3、地域資源を活かした活力とにぎわいのある都市づくりにつきましては、農林水産物や観光資源などの地域資源を有効に活用した各種産業の発展など、活気とにぎわいのある都市づくりを進めます。</p> <p>目標4、豊かな自然環境と調和した都市づくりにつきましては、自然・景観環境の保全と、生産空間の適切な維持管理を進め、自然環境と調和した都市づくりを進めます。</p> <p>目標5、安全・安心に暮らせる都市づくりにつきましては、自然災害などから生命・財産を守り、安全・安心で住み続けられるための、ソフト・ハードの両面で安全な都市づくりを進めます。</p> <p>39ページの将来都市構造の基本的な考え方につきましては、市街地については拡大せず、より内側への集住化や利便性の高い拠点の周りに居住の誘導を行うことでコンパクトな市街地形成を進めることとしております。</p> <p>以上で北見市都市計画マスタープランの説明を終わらせて頂きます。</p>
三上会長	<p>北見市都市計画マスタープランについて事務局よりご説明頂きましたが、委員の方から何かご意見・ご質問ございましたら、お伺いいたします。</p>
菊池委員	<p>都市計画マスタープランに限らず、文章の表記が年号だけの書き方で、年数の比較が難しいので、文章は年号と西暦が併記されている書き方にしたいと思っております。</p>
三上会長	<p>菊池委員の方からご提案ということでしょうか。</p>
菊池委員	<p>北海道は、議会の中で前知事が西暦と元号の併記をしましよと本会議</p>

菊池委員	のなかで述べていまして、北海道の文章全体が、そういう方向に動いています。都市計画マスタープランも北海道との関連があるので、北見市も対応したほうがいいのではないのでしょうか。
三上会長	事務局の方からご意見頂きたいと思います。
事務局	元号と西暦の併記についてですが、わかりづらいという部分もあるので併記する方向で考えて参ります。
三上会長	今後の課題として併記するという回答でしたが、よろしいでしょうか。
菊池委員	はい。
三上会長	ほかに何かご意見はございまでしょうか。
三浦委員	北見市都市計画マスタープランの市民アンケートの結果で、各自治区とも「災害に強いまちづくり」と「公共交通の充実」が共通していますが、このアンケートの結果について、具体的に行政側としては、市民の回答をどのように受け取っているのか。もし、市民が考えているとおりに受け取れているとすれば、具体的な数値目標などを掲げて、その方向性などを示して頂ければありがたいと思っております。
三上会長	要約すると、都市計画マスタープランのアンケートの結果をどのように使用しようとして、マスタープランを作ろうと思っているのかということなので、これについて事務局より説明してもらおうと思います。
事務局	34ページの「都市づくりの課題と方向性」のところに、皆様から頂いたアンケート調査の結果や、策定委員会で頂いた意見から、課題を抽出し、その課題から、次のマスタープランに結ぶために、どのような方向性で進めていけばよいのかというところをまとめているところです。具体的な数値目標までは、申し上げることはできませんが、今後、方向性を踏まえて、次のマスタープランに活かしていきたいと考えております。
三浦委員	今度は、行政が市民の意見のままに動くのはおかしいので、どこまで意見に近づけられるか、具体的な方向性を示してもらえばいいかと思えます。
三上会長	先ほど言ったとおりに、公共交通機関の対応というの、方向性の中に



三上会長	含まれていると思いますが、都市計画マスタープランを基にして、どのように取り組むのかということが重要で、都市計画マスタープランを作ったことによって、北見市の都市計画自体に、今後、影響が出てくるということで、この審議会としては捉えていくのがいいと思います。
三浦委員	それと、もう1つよろしいでしょうか。コンパクトシティという言葉がよく出てくるのですけれども、コンパクトシティの意味が、形態としてコンパクトなのか、それとも居住空間自体をコンパクトにするのか、意味合いがわからないので、教えてほしいです。
三上会長	今回、北見市の都市計画についてという中でも説明がありましたが、内容を詳しく知りたいのであれば、事務局の方に準備して頂くことはできますか。
事務局	北見市にとってのコンパクトシティの定義につきましては、今後の策定委員会ではっきりと決めていきたいと思っています。決まりましたら、皆様に報告させて頂きたいと思います。
三上会長	それでは、他に委員の方々から意見があればお伺いします。
斎藤委員	これに関連して、26ページに市民に聞いた設問内容が、27ページ以降に、そのアンケート結果が記載されているのですが、設問に載っていないことが回答になっているような気がするのですが、これはどういうことでしょうか。
三上会長	事務局の方からご回答をお願いします。
事務局	設問に対する回答ということなのですが、26ページの設問の概要というところに、アンケートで聞いた一覧を記載してしまして、27ページ以降の「重要度」「満足度」に関しては、26ページに書かれている問9の部分をピックアップしております。その他のアンケート結果も別の報告書に、取りまとめている、他の意見も参考にしながら策定の作業を行っているところでございます。
斎藤委員	この設問そのものじゃなくて、この中にさらに、細かいことがあるということでしょうか。
事務局	はい。

三上会長	アンケートの全体をここに書いているわけではないということで、内容について確認したい場合は、お示し頂けるのでしょうか。
事務局	報告書としてまとめていますので、見るのは可能です。
三上会長	よろしいでしょうか。
斎藤委員	はい。
三上会長	他にになにかご意見・ご質問はございませんか。
菊池委員	<p>もう1つよろしいでしょうか。今の北見市は、人口減少や、高齢化などが進行してきて、都市の形や、建物の配置などの検討はして頂いているのですが、“質”をもっと良くしてほしいと思っております。</p> <p>例えば、北見の歩道は波を打っている歩道が多いです。これは、縁石の高さが変わると波を打つのですが、街の中は、平らになりつつありますけれども、郊外に行くと、ずっと波を打っていて、自転車に乗る方は、歩道に乗れず、車道の平らなところを乗るなど、市民の方々などがどのような施設であれば利用しやすいのであろうとかが、項目を見ているだけでは見えてこないのです、どのように計画の中に入れていくかが課題だと思えます。</p> <p>それから、北見に大きな霊園が2つあるのですけれども、どちらも地形的には、深刻なくらい傾斜がついておりまして、北見ヶ丘霊園は、公共交通利用しようとしてもタクシーでしか行けないという現状でございます。できれば、市としてお盆ぐらいは、バスを出してほしいという要望が多いです。そうすると、逆にそういった施設を今のまま残していったいいのか、また高齢者の方々の利用をスムーズにできるような施設に変更することも必要なのではないかなど、1つの例ですけれども、これからの人口によって変わってくる環境に対して、どんな考え方を持っていくのかを示して頂ければいいのかなと思っております。</p>
三上会長	今の菊池委員の発言というのは、都市計画マスタープランの全体像の中で、そういう観点を踏まえたマスタープランづくりというのを、進めてもらいたいということですか。
菊池委員	はい。

三上会長	<p>他に、ご質問は、ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p>
三上会長	<p>他に質問がないようですので、次に進めさせて頂きたいと思います。</p> <p>次に、北見市緑の基本計画についてのご説明を事務局の方からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>北見市緑の基本計画につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>2. 緑の基本計画について今後のスケジュールをご覧ください。策定手順といたしましては、フロー図のうち、楕円で網かけをしております「現状の把握」から「個別施策」などに分けて進めております。このうち、「現状の把握」「前計画の検証・課題の整理」「見直しの視点・方向性、理念・目標」につきまして策定委員会での議論を経て取りまとめを終えましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>別冊資料2、目次をご覧ください。</p> <p>今回の報告としましては、「第1章、北見市の現状と課題」「第2章、理念・目標」をご報告させていただきます。</p> <p>「第1章、1. 北見市の現状、2. 緑づくりを取り巻く動向」につきましては、都市計画マスタープランと重なる部分もありますので割愛させていただきます。</p> <p>20ページをお開き願います。</p> <p>前緑の基本計画の検証では、前緑の基本計画で掲げた施策の実施状況、市民アンケートから、検証結果をまとめております。</p> <p>基本方針①、緑の保全と創出による自然との共生での主な取り組みとしましては、緑ヶ丘公園の面積拡大、北見市景観条例の制定などを進めました。</p> <p>基本方針②、安全で安心できる緑のまちづくりでは、公園施設長寿命化計画の策定、町内会等による公園の維持管理、小公園の整備などを進めました。</p> <p>基本方針③、緑を活用したレクリエーション空間づくりでは、小石川の整備、常呂川水系緑地の利用、小泉東公園の整備を進めました。</p> <p>21ページをお開き願います。</p> <p>基本方針④、少子高齢化社会に対応した緑のまちづくりでは、小公園や街区公園のユニバーサルデザインへの対応、緑ヶ丘公園などの散策路の整備を進めました。</p> <p>基本方針⑤、市民参加による緑のまちづくりでは、市民植樹祭の開催、町内会等への花苗提供による住民参加、緑に関する教室の開催を進めまし</p>

た。

22ページの市民アンケートについては、都市計画マスタープランのアンケートに公園に関する設問を加え、調査を実施しました。調査の方法、回収状況については都市計画マスタープランと同様になっております。

23ページをお開き願います。

アンケート結果につきましては、満足度が高いのは「⑫周辺の自然環境を保全し、自然環境と調和した市街地を形成している」「⑮環境に配慮したまちづくりを進めている」で、重要度が高いのは「⑯災害に強いまちづくりを進めている」となっていることがわかります。

26ページをお開き願います。

公園の利用頻度につきましては、年数回の割合が46.5%と最も高く、次いで月数回が多くなっております。

27ページをお開き願います。

公園内樹木の維持管理につきましては、今ある樹木を適切に管理すべきであるとの回答割合が67.3%と最も高く、維持管理費の削減のため、公園内の樹木を減らすべきであるとの回答が、北見自治区で15%と高くなっております。

28ページの公園内遊具の維持管理につきましては、今ある遊具を適切に維持管理すべきであるとの回答割合が63.5%と最も高く、維持管理費削減のため、公園内の遊具を減らすべきであるとの回答が、北見自治区、留辺蘂自治区で12%と高くなっております。

29ページをお開き願います。

公園の目指すべき方向性につきましては、利用の少ない公園遊具などを撤去し、地域ニーズに合った公園の利活用を目指す」と回答した割合は、49.5%と最も高くなっており、また、「維持管理を適切に行い、今までと同じ公園の利活用で良い」も40.2%と高くなっております。

30ページの検証のまとめにつきましては、社会経済状況、公園緑地の状況、市民意識ニーズの状況のそれぞれの観点からまとめております。

31ページをお開き願います。

緑づくりの課題につきましては、30ページの検証のまとめから課題を整理しております。

社会経済状況からの課題につきましては、検証のまとめの人口減少、少子高齢化、人手不足が懸念されることなどから、課題として、人口減少を背景とした『コンパクトなまちづくり』が求められており、人口減少に応じた公園緑地の見直しや効率的な維持管理を行なうことが重要であるなどとしております。

32ページの公園緑地に関する課題につきましては、検証のまとめの震災や台風など自然災害に対応した安全・安心のまちづくりの検討が進めら

れていることなどから、課題として、土砂災害等を防ぐための緑や、河川の緑地は維持・保全を図ることが重要であるなどとしております。

33ページをお開き願います。

市民意識・ニーズの課題につきましては、検証のまとめの植林しながら環境保全することが重要であることなどから、課題として大雪山系の山並み、田園風景などの自然環境を後世に残すために、保全していくことが重要であるなどとしております。

34ページの緑づくりの方向性につきましては、社会経済状況からの課題、公園緑地に関する課題、市民意識・ニーズの課題から、公園施設や街路樹の中には、老朽化が進んでいるものもあることから、公園施設長寿命化計画などにより、維持管理を進めるとともに、市民や社会のニーズに合わせた再編・更新を行い、持続可能な都市づくりを目指すことなどとしております。

35ページをお開き願います。

第2章、理念・目標の将来都市像につきましては、第2期北見市総合計画の将来都市像を継承しております。

緑づくりの理念につきましては、北見市総合計画で掲げる将来都市像や、現在策定中の都市計画マスタープランの理念、前緑の基本計画の理念であります、「豊かな自然と人をつなぐ」～緑をまもり・そだて・いかす都市の創造～などから、新しい理念は「緑資源を活かした持続可能なまちづくり」としております。

36ページの目標につきましては、前緑の基本計画の「まもり、そだて、いかす」を引き継ぎつつ、現在策定中の都市計画マスタープランの理念を踏まえ、「緑をいかし・まもり・そだてる市民協働のまちづくり」としております。

目標像につきましては、5項目掲げており、

目標像① 森林空間、河川空間、国定公園周辺空間の保全につきましては、これらの空間や公園周辺の緑を保全することにより、災害に強い安全安心のまちづくりなどを図ることとしております。

目標像② 緑豊かな農地など自然景観の保全につきましては、市街地を囲む農地や森林を保全することにより美しい田園空間のある緑のまちづくりを進めることとしております。

37ページをお開き願います。

目標像③ 快適で魅力ある暮らしを実現する緑のまちづくりにつきましては、緑環境及び水環境のネットワークを保全・活用することにより、親しみのある公園づくりや公園緑地の柔軟な利用を推進し、多世代で利用する公園緑地づくりを進めることとしております。

目標像④ 市民ニーズに適合した持続可能な緑のまちづくりにつつま

事務局	<p>しては、市民ニーズを捉えた公園緑地、公園施設の見直しや再編、改修を進め、人口減少時代における持続可能な公園緑地づくりを進めることとしております。</p> <p>目標像⑤ 市民協働による緑のまちづくりにつきましては、市民との協働により花や緑のある空間づくりや、公園緑地などの維持管理を進め、持続可能な緑豊かな暮らしの実現を進めることとしております。</p> <p>以上、5項目の目標像のイメージ図を、緑の目標像として示しております。</p> <p>38ページの基本方針につきましては、緑の目標像を実現するために、緑づくりの課題や方向性を踏まえ4項目掲げております。</p> <p>(1) 多世代で憩える緑のまちづくりにつきましては、多世代に渡り魅力的で地域に親しまれる公園緑地づくり、公園の柔軟な利用を進めることとしております。</p> <p>(2) 多様なニーズに対応した緑のまちづくりにつきましては、人口減少、少子高齢化に合わせた公園、公園施設の見直し、再編を進め、避難や災害対応の場として活用することとしております。</p> <p>(3) 緑を保全し次世代に引き継ぐ緑のまちづくりにつきましては、森林や河川、海浜環境を次世代に引き継ぐために保全し、森林や河川の緑を保全し、水害や土砂災害を防ぐこととしております。</p> <p>(4) 市民協働による魅力ある緑のまちづくりにつきましては、官民連携による公園緑地の運営、維持管理や、市民との協働による緑や花のある良好な景観づくりを図ることとしております。</p> <p>以上で、緑の基本計画の説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
三上会長	<p>ただいま事務局より説明がございました緑の基本計画について、なにか質問などあればお伺いします。</p> <p style="text-align: center;">〈 な し 〉</p>
三上会長	<p>特に、ご意見よろしいでしょうか。ただいま、説明して頂いた内容で緑の基本計画については、策定を進めて頂くということをお願いします。</p> <p>以上をもちまして本日の議題についてはすべて終了となりましたが、事務局のほうから何かございませんか。</p>
事務局	<p>次回の審議会の開催につきましては、日程が決まり次第ご連絡を差し上げたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。</p>

本日は、お忙しい中、お集まりいたしましてありがとうございました。  
[終了]